

## 評価手数料の設定について（案）

### 評価手数料の設定についての基本的な考え方

- 1 評価手数料は、評価申請のあった当該法科大学院の教育研究活動等の状況を分析、評価するため必要な次の経費とする。
  - （１）評価申請のあった法科大学院の評価結果を審議・確定させるための評価委員会の開催経費，評価申請のあった法科大学院の自己評価書を調査・分析するための評価部会の開催経費
  - （２）委員が自己評価書を分析するに当たっての謝金，委員の評価報告書執筆に対する謝金
  - （３）委員が評価申請のあった法科大学院の訪問調査を実施するための旅費及び謝金
  - （４）機構職員の評価業務のうち，各法科大学院の評価を実施するに当たって必要となる次の業務に係る経費
    - 評価対象法科大学院の個々の評価を具体的に審議する諸会議の開催に関する業務
    - 評価報告書等作成に当たっての補助業務
    - 訪問調査に関する業務
  
- 2 機構が認証評価機関として責任ある事業運営を行うために当然必要な次の経費については、評価手数料に算入しない。
  - （１）評価基準の作成・変更，評価方針等を審議する認証評価委員会の開催経費
  - （２）機構の評価基準等の周知に必要な経費
  - （３）機構職員の人件費（上記１（４）の当該法科大学院の認証評価業務に係る経費を除く。）

## 予備評価について

- ( 1 ) 予備評価の手数料については、評価基準や評価方法が基本的に本評価と同一であることから本評価手数料の考え方を基本とするが、予備評価は、初年度の入学者（ 3 年課程 ）の修了以前の段階における評価であり、本評価と比較して評価できない基準があることを考慮して算定する。
  
- ( 2 ) また、予備評価を受けた法科大学院が本評価を受ける場合には、予備評価の評価結果等のうち本評価に活用できる部分があることを考慮し、本評価の評価手数料を減額することとする。